

# IV 資料編

## 関係法令

鳥取県福祉のまちづくり条例	298	01
鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則	316	02
鳥取県福祉のまちづくり条例 関係告示・関係通知	319	03
高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	348	04
高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	362	05
高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	370	06
高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律関係告示・関係通知	372	07
建築基準法施行規則(抄)	385	08
チェックリスト	386	09
申請書図面記載例	394	10
Q&A	396	11

# 関係法令

## 01 鳥取県福祉のまちづくり条例(令和4年10月1日施行)

### 鳥取県福祉のまちづくり条例

鳥取県福祉のまちづくり条例(平成8年鳥取県条例第18号)の全部を改正する。

#### 目次

##### 全文

##### 第1章 総則(第1条—第5条)

##### 第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等(第6条—第12条)

##### 第3章 特別特定建築物に係る規制等(第13条—第24条)

##### 第4章 車いすが利用しやすい施設の整備(第25条—第28条)

##### 第5章 雑則(第29条—第31条)

##### 附則

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなこころづかいと勤勉な県民性を培ってきた。

この美しい郷土鳥取に、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たし、協力し合いながら、高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

ここに、私たち鳥取県民は、互いの人権を尊重し、福祉のまちづくりを進めるための不断の努力を決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第14条第3項の規定による特別特定建築物に係る規制の加重その他必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。

(2) 公共的施設等 不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園、駐車場その他これらに類する施設、車両等及び案内標識、信号機、公衆電話所、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

#### (県の責務)

第3条 県は、市町村による地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施を促しつつ、これと連携して、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。

3 事業者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 住宅を供給する事業を営む者は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

#### (県民の責務)

第5条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

4 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況の変化に応じて安全かつ快適な生活ができるよう配慮するよう努めなければならない。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等

#### (基本方針)

第6条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての県民が、福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

#### (広報活動等の推進)

第7条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動等を推進するものとする。

#### (福祉教育の推進)

第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

#### (情報の収集及び提供等)

第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 前項の情報の提供を行うに当たっては、県、市町村及び事業者が緊密な連携を図るとともに、県民が当該情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術(デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第2条に規定する情報通信技術をいう。)の活用に努めるものとする。

#### (調査及び研究)

第10条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

#### (推進体制の整備)

第11条 県は、市町村、事業者及び県民と一体となって福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るものとする。

2 市町村は、事業者及び市町村民と一体となって、地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るよう努めるものとする。

3 県は、前項の推進体制の整備に関して、助言その他の必要な協力を行うものとする。

#### (支援措置等)

- 第12条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言、財政上の措置その他の支援措置を講ずるものとする。
- 2 県は、福祉のまちづくりへの取組を奨励するため、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者の顕彰その他の必要な措置を講ずることができる。

### 第3章 特別特定建築物に係る規制等

#### (特別特定建築物の追加)

- 第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校(令第5条第1号に掲げるものを除く。)
- (2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)
- (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に掲げるものを除く。)
- (5) 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設(令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。以下「特定運動施設」という。)
- (6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設(以下「自動車教習所等」という。)

#### (建築の規模の引下げ)

- 第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、次の各号に掲げる建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、当該各号に掲げる建築物移動等円滑化基準は、適用しない。

- (1) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満の建築物 令第18条第2項第1号に定める基準  
(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)
- (2) 床面積の合計が200平方メートル未満の建築物 次に掲げる基準
  - ア 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号(これらの規定を令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準
  - イ 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イ(令第25条第1項(同条第3項において読み替て適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅70センチメートルを超える部分に限る。)
  - ウ 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号(令第25条第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準

#### (建築物移動等円滑化基準の付加等)

- 第15条 法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第23条までに定めるものとする。

- 2 条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第11条から第17条まで及び第20条から第24条までに定める事項の例によるもの、次条から第23条までに定める事項並びに別表第2に定める事項とする。

- 3 前2項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

#### (廊下、階段及び傾斜路)

- 第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段

に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の下端に近接する部分をいう。以下同じ。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 傾斜路の勾配が 20 分の1を超えない場合

(2) 傾斜路の高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の1を超えない場合

(3) 自動車の駐車のための施設である場合

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 段差のある部分と連続して手すりを設ける場合

(2) 前項第3号に該当する場合

3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する傾斜路の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 傾斜のある部分と連続して手すりを設ける場合

(2) 第1項各号のいずれかに該当する場合

4 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段には、両側に手すりを設けること。

5 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等、階段及び傾斜路は、照明設備の設置その他の方法により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保するとともに、床面、壁面及び出入口戸(出入口に設ける戸。以下同じ。)は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること(相互に近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることを含む。)により、それらの存在を容易に識別できるものとすること。

#### (便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓(以下「特定水栓」という。)を設けること。

(3) 車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設けること。

(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設け、当該小便器を設ける便所の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。

(5) 別表第3に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のものに限る。)の建築をする場合は、火災の発生を光で報知する警報装置を設けること。ただし、ホテルの客室に設けられる便所については、この限りでない。

(6) 照明設備の設置その他の方法により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保するとともに、床面、壁面並びに便所及び便房の出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること(相互に近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることを含む。)により、それらの存在を容易に識別できるものとすること。

2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 学校以外の特別特定建築物の建築をする場合にあっては、ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

(2) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用便房とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備(他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除

<。)

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房

(4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、車いす使用者用簡易型便房(車いす使用者用便房とは別に次に掲げる措置を講じた車いす使用者が利用可能な便房をいう。)を1以上設けること。

ア 車いす使用者が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。

イ 当該便房までの便所内の通路は、車いすの転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。

ウ 当該便房が設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

エ 利用居室から当該便房までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること。

オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮したものとすること。

カ 次項第1号の大便器洗浄装置を設けること。

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1) くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。

(2) 洗面器又は手洗い器には、特定水栓を設けること。

(3) 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、令第14条第1項第2号の規定により水洗器具(第2項第3号イの規定により設ける水洗器具を除く。)を設けるときは、当該水洗器具と便器は別のものとしなければならない。

(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

(2) 公衆便所

(3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上である特別特定建築物

(4) 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

(5) 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室(以下「聴覚障害者用客室」という。)を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。

(1) 客室の総数が25以上200以下の場合 客室の総数を50で除して得た数

(2) 客室の総数が200を超える場合 客室の総数を100で除して得た数に2を加えた数

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

(3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設けられること。

(4) 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けること。

3 聴覚障害者用客室は、回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けなければならない。

(駐車場)

第18条の2 車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようになるとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設ければならない。

(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合

(2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合

(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合

### (浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 浴槽及びシャワーを利用するための区画内に、手すりを適切に設けること。
- (3) 洗い場又はシャワーに、レバー式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓を設けることとし、当該水栓は、自動温度調節器付き混合水栓として温水の混合操作を容易にするとともに、当該自動温度調節器には適切な温度の個所に認知しやすい印を付けること。
- (4) 室内には、浴室用車いす、シャワーチェアその他の車いす使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置すること。
- (5) 浴室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (6) 浴室内には、通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- (7) 廊下から浴槽までの経路のうち1以上について、当該経路を構成する出入口の戸を、自動的に開閉する構造である戸又は引き戸とし、その幅は80センチメートル以上とすること。
- (8) 更衣を行うための設備又はシャワーを利用するための設備を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口の幅を80センチメートル以上とすること。

### (移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等(令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。)から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)は適用しない。

- (1) 地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できること。
- (2) 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合は、当該車いす使用者用便房を地上階に設けること。
- (3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。
  - ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - (ア) 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合
    - (イ) 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。
    - (ウ) 当該出入口に風除室を設ける場合
  - イ 別表第8の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
  - ウ 別表第1の左欄に掲げる区分(それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合に係る区分に限る。)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、出入口のうち主たるものに設ける戸を、自動的に開閉する構造の戸又は引き戸とすること。
- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
  - ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。
  - イ 別表第9の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。
  - ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 公共体育館等(一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。)若しくはボーリング場又は遊技場

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 集会場又は公会堂

(ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(エ) ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)

(オ) 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署

(カ) 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場

(キ) 博物館、美術館又は図書館

(ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するものの(以下「ターミナル」という。)

(3) 当該移動等円滑化経路のうち車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものであること。

ア 内部に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

イ 出入口には、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。

ウ 内部に手すりを設けること。

エ 別表第1の左欄に掲げる区分(それぞれ同欄に掲げるその他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合に係る区分に限る。)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模の特別特定建築物の建築をするときは、火災の発生を感じし、自動的にかごを地上階に停止させ、及び戸を開放する装置を設けること。

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等につえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

#### (共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。)のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「準移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。この場合において、共同住宅が次の各号のいずれにも該当するときは、令第 18 条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)に適合することを要しない。

(1) 床面積の合計が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満、かつ、階数が4に満たないこと。

(2) 道等から、住戸の総数に 100 分の 10 を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)以上の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっていること。

2 準移動等円滑化経路は、別表第 10 に掲げるものでなければならない。

#### (公益事業の事務所の特例)

第21条 公益事業の事務所においては、道等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路に準じて視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「準視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第 11 に掲げるものでなければならない。

#### (案内設備)

第21条の2 次に掲げる場合は、令第 20 条第1項の規定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報

の内容を伝達することができる設備を設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

- (1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合
- (2) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上であるターミナルの建築をする場合

#### (案内設備までの経路)

第21条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物(令第 20 条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所が設けられたものを除く。)には、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路)にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 音声により視覚障害者を誘導する設備を設け、道等から当該設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。
- (2) 令第 20 条第3項の規定の例による案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき。

2 道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所から令第 21 条第1項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路又は前項の規定による視覚障害者移動等円滑化経路までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路(公益事業の事務所にあっては、準視覚障害者移動等円滑化経路)にしなければならない。

#### (増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第 16 条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室(共同住宅にあっては各住戸を、公益事業の事務所にあっては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を含む。以下同じ。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 車いす使用者用駐車施設(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 知事は、増築等の場合において、第 13 条、第 14 条又は第 16 条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の増築若しくは改築に係る部分以外の部分又は用途の変更に係る部分について大規模な改修(知事が別に定めるものに限る。)が必要になり、かつ、規則で定める事由に該当するときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

#### (公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読み替え)

第23条 公立小学校等及び第 13 条各号に掲げる特定建築物に対する第 17 条第1項及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

#### (認定証の交付)

第24条 特別特定建築物(建築物移動等円滑化基準に適合させたものに限る。以下この条において同じ。)を設置し、又は管理する者は、当該特別特定建築物をとつとリユニバーサルデザイン認証基準(高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として規則で定める基準をいう。以下同じ。)に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特別特定建築物がとつとリユニバーサルデザイン認証基準に適合していることを証する書面(以下「認定証」という。)の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特別特定建築物がとつとリユニバーサルデザイン認証基準に適合していると認定するときは、当該請求をした者に対し、認定証を交付するものとする。

3 認定証の交付を受けた者は、当該特別特定建築物の主たる出入口に、認定証及び認定されたとつとリユニバーサルデザ

- 
- イン認証基準の内容を掲示することができる。
- 4 第2項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)第4条の規定は、適用しない。

## 第4章 車いすが利用しやすい施設の整備

- (観客席の構造)
- 第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設(以下「劇場等」という。)の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用客席」という。)を設けるよう努めなければならない。
- 2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 床は平坦であること。
  - (2) 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。
  - (3) 車いす使用者が前列の観客に遮られずに舞台等を見ることができるようすること。
  - (4) 他の客席より高い位置に設けるときは、脱輪しない構造とすること。

- (受付カウンターの構造)
- 第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。
- (1) 高さは、70センチメートル程度とすること。
  - (2) その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保すること。
- (利用居室の構造)
- 第27条 利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。
- (1) 床(車いす使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。)は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。
  - (2) 利用居室内の通路の幅は、90センチメートル以上とすること。
- (公営住宅の構造)
- 第28条 県又は市町村が、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

## 第5章 雜則

- (利用者の意見の尊重)
- 第29条 特別特定建築物の所有者若しくは管理者又は特別特定建築物の建築をしようとする者(以下「建築主等」という。)は、当該特別特定建築物が高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備を行うよう努めるものとし、当該特別特定建築物の利用者に対し、当該特別特定建築物の整備及び運営についての意見を求め、得られた意見を尊重して、当該特別特定建築物の整備及び運営を行うよう努めなければならない。
- (福祉のまちづくりアドバイザー)
- 第30条 知事は、福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者、障害者その他の者又は福祉のまちづくりに関する建築その他の専門的知識を有する者であって、福祉のまちづくりに自ら参画して、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)として登録することができる。
- 2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、建築主等の求めに応じて、特別特定建築物の整備及び運営に関し、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特別特定建築物の利用者の立場に立って、点検し、助言を行うものとする。
- (規則への委任)

- 第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する用途の変更をするものについては、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

**(検討)**

5 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則(平成20年条例第57号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則(平成23年条例第41号)**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

**附 則(平成27年条例第52号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則(平成27年条例第55号)抄**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 第2条及び第3条の規定による改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例の規定は、平成28年4月1日以後に開始する建築物の建築又は用途の変更について適用し、同日前に開始された建築物の建築又は用途の変更については、なお従前の例による。

**(検討)**

4 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則(平成28年条例第51号)**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則(令和3年条例第20号)**

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則(令和3年条例第31号)**

**(施行期日)**

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

**附 則(令和4年条例第13号)**

**(施行期日)**

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1(第14条関係、第19条関係)

区分		規模
公立小学校等	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合 (以下「エレベーターの場合」という。)	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
特別支援学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
各種学校又は専修学校	令第18条第2項第2号(主たる出入口に適用する場合に限る。)及び第7号に定める基準を適用する場合(以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。)	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
病院	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
診療所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上
公益事業の事務所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て

区分	規模
共同住宅、寄宿舎又は下宿	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 階数が3以上、かつ、床面積の合計 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満又は床面積の合計 1,000 平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 全て
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 全て
公共体育館等又はボーリング場	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 全て
遊技場	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
特定運動施設	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 床面積の合計 500 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 全て
公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 床面積の合計 500 平方メートル以上
飲食店又は銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 床面積の合計 100 平方メートル以上
クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 床面積の合計 50 平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 床面積の合計 100 平方メートル以上
自動車教習所等	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 床面積の合計 500 平方メートル以上
ターミナル	エレベーターの場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 全て
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上
公衆便所	エレベーターの場合 床面積の合計 50 平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 全て
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合 全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 床面積の合計 1,000 平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物(令第5条に定める用途のうち床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のものを除く。)は、特別特定建築物には含まれないものとする。

## 別表第2(第15条関係)

- 1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
  - (1) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路
  - (2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
  - (1) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。
  - (2) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、階段に代わるものにあっては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。
  - (3) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。
    - ア 令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。
    - イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

## 別表第3(第17条関係)

- 1 特別支援学校
- 2 病院
- 3 診療所
- 4 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 5 集会場又は公会堂
- 6 展示場
- 7 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 8 ホテル又は旅館
- 9 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 12 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場
- 13 博物館、美術館又は図書館
- 14 公衆浴場
- 15 ターミナル

## 別表第4(第17条関係)

病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	全て
公衆便所	全て

別表第5(第17条関係)

病院	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第6(第17条関係)

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ターミナル	全て
公衆便所	全て

別表第7(第18条の3関係)

特別支援学校	全て
病院	全て
診療所	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ホテル又は旅館(客室以外に限る。)	客室の総数が 10 以上、かつ、床面積の合計 200 平方メートル以上
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	全て
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全て
公衆浴場	床面積の合計 500 平方メートル以上

別表第8(第19条関係)

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 2,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
郵便局又は銀行	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第9(第19条関係)

病院	床面積の合計 100 平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計 500 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 5,000 平方メートル以上
ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)	床面積の合計 5,000 平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	床面積の合計 100 平方メートル以上
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計 1,000 平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計 100 平方メートル以上

別表第10(第20条関係)

- 1 当該準移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
  - (1) 幅は、80 センチメートル以上とすること。
  - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - (3) 出入りの際ににおける降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - ア 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合
    - イ 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。
- 3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
  - (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - (2) 幅は、120 センチメートル以上とすること。
  - (3) 50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
  - (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - (5) 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。
- 4 当該準移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

- (1) 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。
- (4) 幅は、階段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。
- (5) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないこと。
- (6) 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。

5 当該準移動等円滑化経路(床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物に係るものに限る。)を構成するエレベーター(6 に規定するものを除く。)及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。

- (1) かごは、住戸、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。
- (3) かごの奥行きは、135 センチメートル以上とすること。
- (4) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。
- (5) かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (7) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

イ かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(9) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

(10) かごの出入口には、利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。

(11) かご内に、手すりを設けること。

6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。

7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとすることが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。

ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

ウ 幅は、段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。

エ 勾配は、12 分の1を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の1を超えないこと。

オ 高さが 75 センチメートルを超えるもの(勾配が 20 分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) 50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

#### 別表第 11(第 21 条関係)

1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

2 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

3 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する階段は、次に掲げるものであること。

(1) 踊場を除き、手すりを設けること。

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

(4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(5) 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

4 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

(1) 勾配が 12 分の1を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

(4) 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。

(3) かごの奥行きは、135 センチメートル以上とすること。

(4) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。

(5) かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(7) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(9) かご内及び乗降口バーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(10) かご内又は乗降口バーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

6 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(1) 車路に近接する部分

(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分を除く。)

7 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとすることが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの部分が、次に掲げるものであれば足りる。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。

ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 勾配が 12 分の1を超える、又は高さが 16 センチメートルを超える、かつ、勾配が 20 分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

## 02 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(令和4年10月1日施行)

### 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年鳥取県規則第32号)の全部を改正する。

#### (趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この規則に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例、法、政令、省令及び建築基準法(昭和25年法律第201号)で使用する用語の例による。

#### (建築確認申請書等の添付図書)

第3条 法第14条第1項及び条例の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないこととされる特別特定建築物(以下「基準対象建築物」という。)の建築(用途の変更をして基準対象建築物にすることを含む。以下同じ。)を行う建築主等は、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知の文書(以下「計画通知書」という。)に、建築物移動等円滑化基準チェックリスト(知事が別に定めるところにより作成したものとする。以下同じ。)を添付しなければならない。

#### (専ら従業員の福利厚生のために使用される運動施設)

第4条 条例第13条第5号の規則で定める運動施設は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の41各号に掲げる施設とする。

#### (建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の確認)

第5条 条例第22条第2項の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 当該建築物の機能又は価値が著しく損なわれること。
- (2) 当該建築物の敷地が崖、川、線路敷地、他の建築物等に近接しているため、当該敷地を拡張することができないこと。
- (3) その他知事が別に定める事由

2 条例第22条第2項の規定の適用を受けて増築等を行おうとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書(様式第1号)を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長又は建築住宅事務所長(以下「所管事務所長」という。)に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第13条、第14条又は第16条から第21条の3までの規定のうち、当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、当該増築若しくは改築に係る部分以外の部分又は用途の変更に係る部分について必要となる条例第22条第2項に規定する改修の内容

- (2) 当該増築等と併せて前号の改修を行うことができない事由

4 所管事務所長は、第2項の申請書を受理したときは、これを知事に進達するものとする。この場合において、その申請に係る増築等の所管行政庁が知事以外の者であるとき(以下「他庁所管のとき」という。)は、当該所管行政庁に申請書の副本を送付するものとする。

5 知事は、前項の規定により進達された申請について、大規模な改修が必要になり、かつ、第1項に掲げる事由に該当すると認めるときは、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書(様式第2号)に第2項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。この場合において、他庁所管のときは、所管行政庁にその旨を通知するものとする。

#### (計画認定申請書の添付図書)

第6条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第1項の申請を行う建築主等は、当該申請に係る申請書

に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(知事が別に定めるところにより作成したものとする。)を添付しなければならない。この場合において、当該特定建築物が基準対象建築物であるときは、建築物移動等円滑化基準チェックリストを併せて添付しなければならない。

- 2 所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第17条第5項の通知は、特定建築物建築等計画通知書(様式第3号)に建築確認申請書を添付して行うものとする。

(計画変更認定)

第7条 前条の規定は、所管行政庁が知事である特定建築物に係る法第18条第2項において準用する法第17条第1項の申請及び同条第5項の通知について準用する。この場合において、前条第1項中「申請書」とあるのは「特定建築物建築等計画変更認定申請書(様式第4号)」と、「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」とあるのは「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト及び法第17条第3項の認定に係る認定通知書」と、「添付しなければ」とあるのは「添付して、所管事務所長に提出しなければ」と読み替えるものとする。

- 2 所管事務所長は、法第18条第1項の認定をしたときは、特定建築物建築等計画変更認定通知書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、申請者に通知するものとする。

- (1) 特定建築物建築等計画変更認定申請書の副本
- (2) 法第18条第2項において準用する法第17条第4項の適合通知を受けて当該認定をした場合にあっては、当該適合通知に添えられた建築確認申請書の副本

(建築主等の変更)

第8条 所管行政庁が知事である特定建築物について法第17条第3項又は第18条第1項の認定に係る建築等が完了するまでの間にその建築主等を変更しようとする認定建築主等は、当該変更により建築主等となる者とともに、認定建築主等変更届(様式第6号)に当該認定に係る認定通知書を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。この場合において、所管事務所長は、それらの認定通知書を書き換えて、当該変更により建築主等となる者に交付するものとする。

(エレベーターの特例認定)

第9条 所管行政庁が知事である特定建築物について、法第23条第1項の規定による認定(以下「エレベーター特例認定」という。)を受けようとする者は、エレベーター特例認定申請書(様式第7号)に次に掲げる図書その他知事が必要と認める書類を添付して、所管事務所長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書(床面積求積図を除く。)に同項の表2の(86)項の(ろ)の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの
- (2) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(ろ)項に掲げる図書
- (3) 構造詳細図(縮尺、主要構造部の材料の種別及び寸法、エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置の位置及び構造並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸の構造及び寸法を記載したもの)
- (4) 構造計算書(エレベーターを設置する特定建築物がその壁、柱、床及びはりの応力算定及び断面算定の結果から見て、エレベーターの設置後においても構造耐力上安全な構造であることが確認できるもの)

- 2 所管事務所長は、エレベーター特例認定をしたときは、エレベーター特例認定通知書(様式第8号)に前項の申請書の副本を添付して、申請者に通知するものとする。

(とっとりユニバーサルデザイン適合認定証の交付請求等)

第10条 条例第24条第1項の規定で定める基準は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的とした特別特定建築物の構造及び設備に関する基準(建築物移動等円滑化基準に定めがあるものは当該建築物移動等円滑化基準を超えるものに限る。)並びに特別特定建築物の運営及びサービスに関する基準であって、知事が別に定めるものとする。

- 2 条例第24条第1項の規定による請求は、とっとりユニバーサルデザイン適合認定証交付請求書(様式第9号)を提出してしなければならない。
- 3 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 認定を受けようとするとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合することが確認できる図書
  - (2) その他知事が別に定める書類
- 4 条例第24条第1項に規定する認定証の様式は、様式第10号のとおりとする。

---

#### (提出部数)

第 11 条 この規則の規定により所管事務所長に提出する申請書その他の書類の部数は、第 5 条第 2 項の申請書にあっては正本 1 部及び副本 2 部(他庁所管のときは、3 部)、前条第 2 項の請求書にあっては正本 1 部、その他のものにあっては正本及び副本各 1 部とする。

## 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則の施行の際既に建築確認申請書又は計画通知書が提出されている基準対象建築物の建築については、第 3 条の規定は適用しない。

#### (鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

3 鳥取県事務処理権限規則(平成 8 年鳥取県規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

#### 附 則(平成 25 年規則第 39 号)抄

#### (施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 19 号)抄

#### (施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(令和 4 年規則第 23 号)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

## 03 鳥取県福祉のまちづくり条例 関係告示・関係通知

鳥取県告示第 498 号

鳥取県福祉のまちづくり条例(平成 20 年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)第 21 条の2ただし書、第 22 条第2項、第 25 条第 1 項、第 27 条、第 28 条並びに別表第 10 第5項第8号ただし書及びイ並びに第 6 項並びに別表第 11 第 2 項第 2 号ただし書、第3項第5号ただし書、第4項第4号ただし書、第5項第9号及び第6項第2号の規定に基づき、建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等を次のとおり定め、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

平成 28 年鳥取県告示第 219 号(建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等について)は、令和 4 年 9 月 30 日限り廃止する。

令和 4 年 9 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第 21 条の2 ただし書	聴覚障害者の利用上支 障がないものとして知事 が定める場合	次に掲げる条件に適合する場合 (1)当該特別特定建築物の利用居室数が1であるもの (2)利用居室から直接屋外へ歩行距離8メートル(当該利用居室の内装の仕上げを難燃 材料でした場合は、16 メートル)以下で出されること
第 22 条第2項	知事が定める大規模な 改修	次の各号のいずれかに該当するもの (1)柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの (2)防火又は避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの (3)敷地の拡張が必要となるもの
第 25 条第1項	車いす使用者が円に利 用できる部分(以下「車 いす使用者用客席」とい う。)の構造	(1)車いす使用者利用部分の数は、客席の数が 100 以下の場合は1以上、100 を超え 400 以下の場合は2以上、400 を超え 2,000 以下の場合は席の数に 200 分の1 を乗じて得た数以上、2,000 を超える場合は 10 以上とし、車いす使用者が選択で きるよう、2箇所以上の異なる位置に分散して配置すること (2)同伴者(介助者、家族、友人等)用の客席等を確保すること (3)車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路のうち1以上の通路の幅は、内法を 120 センチメートル以上とし、区画 50 メートル以内ごとに 140 センチメートル角 以上の転回スペースを設けること (4)車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路に高低差がある場合においては、次 に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること ア傾斜路の幅は、階段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、階段に併 用するものにあっては 90 センチメートル以上とすること イ傾斜路の勾配は、12 分の1を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以 下の場合にあっては、8分の1を超えないこと ウ高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ 75 センチメートル以 内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場を設けること。
第 27 条	車いす使用者の利用上 支障がないものとして知 事が定める部分	次の各号のいずれかに該当する床の部分 (1)利用居室の一部に設ける一段高い座敷等であって、車いす使用者が容易に移乗でき る高さ(車いすの座面の高さ)のもの (2)劇場等に設ける階段状の客席及び通路(客席の出入口から車いす使用者用客席まで の通路を除く。)の部分

第 28 条	車いす使用者の入居に適した構造	<p>次の各号のいずれにも適合する構造</p> <p>(1)道等から車いす使用者用住戸(専ら車いすを室内で日常的に使用する者が居住するために整備した住戸をいう。以下同じ。)までの経路のうち 1 以上の経路が条例第 20 条第 1 項に規定する準移動等円滑化経路に適合すること。</p> <p>(2)車いす使用者用住戸は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア住戸内は、車いす使用者が円滑に移動できるよう出入口の幅及び空間の確保し、床に段差を設けないこと。</p> <p>イ住戸に設ける電気、ガス、給水、排水及び換気に係る設備は、車いす使用者が円滑に利用できるものであること。</p>
別表第 10 第5項第 8号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設(以下「駐車施設」という。)に設けるものである場合
別表第 10 第5項第 8号イ	知事が定める方法	<p>次の各号のいずれかに該当する方法</p> <p>(1)文字等の浮き彫り</p> <p>(2)音による案内</p> <p>(3)点字及び前2号に掲げるものに類する方法</p>
別表第10第6項	知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>次の各号のいずれかに該当するエレベーターその他の昇降機</p> <p>(1)昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターであって、かごの定格速度が毎分15メートル以下で、その床面積が2.25平方メートル以下のもの</p> <p>(2)車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合には2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターであって、運転時における階段の定格速度が毎分30メートル以下で、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの</p>
別表第 10 第6項	車いす使用者が円滑に利用できるものとして知事が定める構造	<p>次の各号のいずれかに該当する構造</p> <p>(1)エレベーターにあっては、次に掲げる条件に適合する構造</p> <p>ア特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1413号)第1第7号に定める構造であること。</p> <p>イかごの幅が70センチメートル以上、奥行きが120センチメートル以上であること。</p> <p>ウ車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>(2)エスカレーターにあっては、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突するがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件(平成12年建設省告示第1417号)第1第3号に定める構造</p>
別表第 11 第2項第 2号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	<p>廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合</p> <p>(1)勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの</p> <p>(2)高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの</p> <p>(3)駐車施設に設けるもの</p>
別表第 11 第3項第 5号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	<p>踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合</p> <p>(1)駐車施設に設けるもの</p> <p>(2)段がある部分と連続して手すりを設けるもの</p>

別表第 11 第4項 第4号ただし書	視覚障害者の利用上 支障がないものとして 知事が定める場合	踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1)勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (2)高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある 部分の上端及び下端に近接するもの (3)駐車施設に設けるもの (4)傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第 11 第5項 第9号	知事が定める方法	次のいずれかの方法 (1)文字等の浮き彫り (2)音による案内 (3)点字及び前2号に掲げる方法に類する方法
別表第 11 第6項 第2号	視覚障害者の利用上 支障がないものとして 知事が定める部分	次の各号のいずれかに該当する部分 (1)勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 (2)高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある 部分の上端及び下端に近接する部分 (3)段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける部分

---

令和4年9月28日第202200149729号 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課長  
鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則等の施行について(通知)

鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第57号。以下「条例」という。)の一部を改正する条例(令和4年鳥取県条例第13号。)は、令和4年3月25日に公布され、令和4年10月1日に施行されます。

これに併せて、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年鳥取県規則第83号。以下「規則」という。)の一部を改正する規則(令和4年鳥取県規則第23号。)及び「建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等(令和4年鳥取県告示第498号)」も、同日に施行されますので通知します。

については、これらの条例、規則及び告示の施行にあたっては、下記の事項に留意してください。

## 記

### 1 建築確認申請における添付図書について(規則第3条)

建築物移動等円滑化基準への適合義務がある建築物の建築確認申請又は計画通知を行う際に建築物移動等円滑化基準チェックリスト(別添様式1。以下「チェックリスト」という。)を添付することを規定したものである。

改正条例の施行日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手される建築工事については改正後のチェックリストが適用されるものとし、県内の建築主事或いは県を業務範囲とする指定確認検査機関のいずれに申請する場合においても適用されるので留意されたい。

### 2 専ら従業員の福利厚生のために使用される運動施設について(規則第4条)

条例第13条第5号に規定する特定運動施設から除かれる「専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるもの」を規定したものであり、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の41各号及びそれに基づく同施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の7各号に掲げる施設が対象となる。これらの施設はその従業員等の福利厚生のために建築されるものであり、その利用者が限定されることから、条例で追加する特別特定建築物にならないものとした。

ただし、特別特定建築物でないとしても、施設によっては障がい者等が利用する場合もあることから、整備基準に適合するように努められることが望ましい。

#### 【地方税法施行令第56条の41及び同施行規則第24条の7に掲げる施設】

- 一 事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する労働者の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 二 国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団が経営する専らこれらの組合若しくはこれらの連合会を構成する組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 三 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)による法人である職員団体等その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 四 公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)又は法第701条の34第2項に規定する人格のない社団等が経営する専ら労働者の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 五 前号に掲げる施設のほか、政令第56条の41第1号及び第2号並びに前2号に規定するものから経営の委託を受け行う事業に係る施設で専ら労働者の利用に供する福利又は厚生のための施設

### 3 増築等の場合における制限の緩和について(規則第5条)

条例第22条第2項に定める増改築又は用途変更(以下「増築等」という。)の場合において、条例第13条、第14条又は第16条から第21条の3までの規定の全部又は一部を適用すると、既存部分に大規模な改修が必要となり、当該増築等を行うことができないやむを得ない事由があるときに、条例の規定の全部又は一部を適用しないことができるうこととし、当該増築等ができないやむを得ない事由及びその手続きを規定したものである。

ただし、制限の緩和が認められるのは最小限の部分であって、構造上重要でない壁を撤去すれば対応できる場合、及び知事が別に定める大規模な改修に該当しない場合は整備する必要がある。また、当該条例以外の規定により生じる改修については緩和の対象とはならない。

#### (1)増築等において制限が緩和される場合について

制限の緩和は、令和4年9月30日鳥取県告示第498号に定める大規模な改修にあたる場合であって、規則第5条第1項に掲げる事由が認められるときに該当する次のものとする。

ア 「柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの」又は「防火、避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの」であって、増築等を行う当該建築物の機能又は価値が著しく損なわれること。

イ 敷地の拡張が必要となるものであって、増築等を行う建築物の敷地が崖、川、線路敷地、他の建築物等に近接しているため、当該敷地を拡張することができないこと。

ウ ア前段、イ前段のいずれかに該当する場合であって、知事が別に定める事由であること。

#### (2)認定に係る手続について

ア 条例による制限の緩和の認定を受けようとする者は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書(規則様式第1号)による申請書の正本1部及び副本2部(県以外の所管行政府の区域の建築物にあっては3部)に規則第5条第3項各号に掲げる事項を明らかにする書類を添えて、所管事務所長(当該建築物の所在地を所管する総合事務所長又は建築住宅事務所長)に提出すること。

なお、規則第5条第3項各号に掲げる事項を明らかにする書類としては以下に掲げる図書に記載するものが想定される。

また、当該申請書の提出は修正等による手戻りを防ぐため、建築確認申請に先だって行うものとする。

(ア) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる付近見図、配置図及び各階平面図

・同項の表2の(85)項の(ろ)欄の事項を記載するものとする。

・表1の(い)項の明示すべき事項のうち、建築物移動等円滑化基準に関連のないものについては記載することを要しない。

(イ)チェックリスト

(ウ)その他所管事務所長が必要と認める図書

イ 所管事務所長は申請の内容に不備がないか確認の上、県以外の所管行政府の区域の建築物にあっては当該所管行政府にこの旨を通知するとともに、知事に進達するものとする。

ウ 知事は確認を行ったときは建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書(規則様式第2号)にアの副本及び図書を添えて申請者に通知するとともに、県以外の所管行政府の区域の建築物にあっては当該所管行政府にこの旨を通知する。

エ 申請者は、建築確認申請時に申請書第3面備考欄に確認年月日及び番号を記載すること。

また、指定確認検査機関に建築確認申請を行う場合には、当該申請時にウで通知された図書一式を提示するものとする。

### 4 計画の認定その他の手続について(規則第6条～第9条)

当該規定は、知事が所管行政府である場合において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)及び同施行規則(平成18年国土交通省令第110号)に定める手続方法、添付図書を補足するものである。同法、同規則に定める事項に併せ、これらの規定についても留意されたい。

#### (1)法第17条の計画認定、第18条の計画変更認定(第6条、第7条)

計画認定申請時に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(別添様式2)を添付することを定めるとともに、変更

認定申請に関する補足的な事項を定めたものである。

なお、特別特定建築物で基準適合義務が生じる場合には、チェックリストも併せて添付する必要がある。

(2)計画認定に係る建築主の変更(第8条)

認定を受けた建築物の建築主を変更する場合の手続について規定したものである。

(3)法第 23 条のエレベーターの特例認定(第9条)

建築基準法の既存不適格建築物にエレベーターを設置する場合に耐火構造等の規定に合わせることが出来ない場合の、同法の特例認定を行う場合の手続について補足したものである。

## 5 とっとりユニバーサルデザイン適合認定証の交付請求等について(規則第 10 条)

条例第 24 条で規定していた特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させた場合の適合証の交付制度を廃止し、新たに特別特定建築物をとっとりユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)認証基準(規則で定める基準をいう。)に適合させた場合における認証制度に移行したことに伴い、当該認証基準及び認証の請求に係る手続きを定めたものである。

なお、UD認証制度に係る認証基準、認証に係る添付書類その他認証に必要となる事項については、とっとりUD施設認証制度要綱(令和4年9月 28 日付第 20200144786 号鳥取県生活環境部長通知。以下「UD施設認証要綱」という。)に定めるとおりである。

(1)認証基準について

認証基準は、法及び条例の建築物移動等円滑化基準に適合し、さらに特別特定建築物の構造及び設備に関する基準並びに運営及びサービスに関する基準として知事が別に定める基準とし、当該認証基準をUD施設認証要綱第3条に定めるとおりとする。

(2)請求に係る手続きについて

請求はとっとりUD適合認定証交付請求書(規則様式第9号)により行うものとし、UD施設認証要綱第6条に定める図書を添付して、管轄の所管行政庁に提出するものとする。

(3)適合認定証請求にあたっての事務処理

ア 事前協議

UD適合認定証の交付を請求しようとする者は、認定を受けようとする特別特定建築物の設計又は工事の段階において、UD施設認証要綱第7条に基づき所管行政庁に事前協議を申請することができるとしている。

イ 既に建築された特別特定建築物の取扱い

UD適合認定証は、増築等を伴わない場合であっても認証基準に適合する整備及び運営・サービスを行っているときは請求することができる。

## 6 令和4年9月 30 日付鳥取県告示第 498 号の視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合等について

当該告示の表の6行目以下は条例別表第 10 の共同住宅における準移動等円滑化経路に関する規定、同別表第 11 の公益事業(電気、ガス、電気通信)の事務所における準視覚障害者移動等円滑化経路に関する規定において、知事が定めた事項について規定したものである。

当該告示は平成 18 年国土交通省告示第 1492 号、第 1493 号、第 1494 号及び第 1497 号に準じて定めたものであり、運用にあたってはこれらも参考にされたい。

## 鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)及び鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)で使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) バリアフリー基準

建築物移動等円滑化基準(法第14条第3項により条例で付加した基準(条例第16条から第23条までに定める基準)を含む。)をいう。

#### (2) 建築設計標準

バリアフリー設計の標準ガイドラインとして、国土交通省が定めた高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準をいう。

#### (3) バリアフリーマップ

県がバリアフリー基準に適合する建築物の位置、仕様、その他の情報を掲載し、公表する電子地図をいう。

#### (4) 認定特定建築物整備事業

社会資本整備総合交付金要綱(平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。)附属第Ⅱ編第1章口-16-(6)バリアフリー環境整備促進事業第5第3号に掲げる認定特定建築物の移動システム等整備事業をいう。

#### (5) 特定建築物バリアフリー整備事業

特定建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅を除く。次号の特別特定建築物において同じ。)のバリアフリー化に資する事業で、新築、増築若しくは改築(以下「新築等」という。)、又は改修若しくは用途変更(以下「改修等」という。)に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備事業をいい、次号に該当する事業を除く。

#### (6) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

特別特定建築物のバリアフリー化に資する事業で、新築等にあっては条例第13条に定める特別特定建築物、条例第19条第1項の規定により設置するエレベーター及び施行令第5条に掲げる用途の建築物で新築等に係る床面積が2,000m<sup>2</sup>(公衆便所にあっては50m<sup>2</sup>)未満のもの、改修等にあっては国要綱附属第Ⅱ編第1章口-16-(6)第5項第4号に掲げる既存建築物バリアフリー改修事業に該当し改修に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備事業をいう。

#### (7) とっとりUD認証施設整備事業

特別特定建築物のUD化に資する事業(前号に該当する事業を除く。)で、新築等又は改修等により条例第24条第1項に規定するとっとりユニバーサルデザイン認証基準(規則第10条第1項により定めるとっとりUD施設認証制度要綱(令和4年9月28日第202200144786号鳥取県生活環境部長通知。以下「UD施設認証要綱」という。)第3条の認証基準をいう。)に適合させる整備事業をいう。

### (交付目的)

第3条 本補助金は、建築主等(国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。)による県内の特定建築物のバリアフリー化を促進し、もって本県における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う建築主等(バリアフリーマップに当該建築物の情報を掲載する手続きを行った者に限る。)に対し、当該間接補助事業に要する経費(不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整備(以下「バリアフリー整備」という。)に要するものに限り、第2号、第3号及び第4号に掲げる事業にあっては、それぞれ別表1、別表2及び別表3の第4欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のう

ち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除き、別表1、別表2及び別表3の第2欄に定める額(当該額とバリアフリー整備に要する額のいずれか低い額)を限度とする。)に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)の補助金を交付する。

(1) 認定特定建築物整備事業

ア 交付割合 3分の2

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額以下

(2) 特定建築物バリアフリー整備事業

ア 交付割合 2分の1

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に8分の1を乗じて得た額以下

(3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

ア 交付割合 3分の2

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額以下

(4) とっとりUD認証施設整備事業

ア 交付割合 3分の2

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額以下

2 鳥取県産業振興条例(平成 23 年鳥取県条例第 68 号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、当該申請に係る間接補助事業について、国要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を市町村が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると市町村が確認した日以降に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする市町村は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、間接補助対象経費の額に仕入控除税額を含めて交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、第4条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12 条(第4項を除く。)、第13 条から第14 条まで、第16 条第2項後段、第17 条及び第26 条 補助事業者等 間接補助事業者 交付決定 間接交付の決定 補助事業等 間接補助事業 知事 補助事業者 様式第2号による 補助事業者が定める 対象事業 間接補助事業 様式第3号による 補助事業者が定める 補助金等及び間接県費補助金等 間接補助金  
(承認を要しない変更)

第8条 規則第12 条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 間接補助対象経費の 20 パーセントを超える減

(2) 設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

**(間接的な変更等の承認)**

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 前条第1項各号に規定する変更

(2) 間接補助事業の中止又は廃止

**(指示等の報告)**

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

**(実績報告の時期等)**

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。

3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年鳥取県規則第83号)第3条に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計図書、バリアフリーマップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類、条例第24条第1項に掲げる認定証の写し(とつりUD認証施設整備事業の場合に限る。)を添付しなければならない。

4 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度(第1項の報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月10日までに様式第5号により行わなければならない。

5 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

6 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

**(間接補助金の支払)**

第12条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

**(雑則)**

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

**附 則****(施行期日)**

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**(既存事業の廃止)**

2 次に掲げる要綱は、令和4年3月31日限り廃止する。

(1) 鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱(平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知)

(2) 鳥取県バリアフリー環境整備促進事業補助金交付要綱(平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知)

---

## 附 則

### (施行期日)

1 この改正は、令和4年10月1日から施行する

## 様式第1号(第5条)

## 年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画書

## 1 事業の目的

## 2 事業の内容

(単位:千円)

1 事業区分	2 事業実施 (予定)箇所	3 事業費	4 間接補助対象 経費	7 県補助金 交付申請額	8 備考
合 計					

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金交付申請額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てる。

(1)認定特定建築物整備事業

間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額

(2)特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額

(3)特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

(4)とつとりUD認証施設整備事業

間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に( )書すること。

## 3 事業開始予定年月日

## 4 事業完了予定年月日

様式第2号(第5条、第11条関係)

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業収支予算(決算)書

歳入予算(決算)

(単位:千円)

財源区分	区分 財源内訳	予 算			決 算 (見込み)
		当初議決 (予定) 年 月 日	回補正議決 (予定) 年 月 日	計	
一般財源	税収入				
特定財源	国庫補助金 県補助金 地方債 その他の財源				
	計				

(注)2回目以降の変更(補正)の場合は、変更前の予算額を上段に( )書きすること。

歳出予算(決算)

(単位:千円)

科 目	予 算 額			流用等 増△減額	予算 現額	支払額	繰越額	不用額	摘要
	当 初 計 上 額	補 正 増△減 額	計						
(項)									
(目)									
(節)									
計									

(注)2回目以降の変更(補正)の場合は、変更前の予算額を上段に( )書きすること。

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

事務所長

### 年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付(変更)決定通知書

年 月 日付第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

#### 1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、………とする。

#### 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

#### 3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

#### 4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱(平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。)第4条第1項及び第6条第3項規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

#### 5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、収受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年内閣府・建設省令第9号)、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日 国官会第2317号)の規定に従わなければならぬ。

---

様式第4号(第11条関係)

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位:千円)

1 事業区分	2 間接補助事業 者氏名	3 建物名称 (用途)	4 事業 実施個所	5 事業費	6 間接補助対象 経費	7 県補助金額	8 備考
合 計							

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

(1)認定特定建築物整備事業

間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額

(2)特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額

(3)特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

(4)とつとりUD認証施設整備事業

間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 間接補助事業者が実施する事業毎に、次に掲げる書類を添付すること。

(1)配置図

(2)事業が補助要件を満たすことを示す図面及び書類

(3)バリアフリーマップ掲載申請書

(4)その他知事が必要と認める書類

3 事業開始(予定)年月日

4 事業完了(予定)年月日

5 他の補助金の活用の有無 有・無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

事務所長 様

住所  
申請者 氏名

03

鳥取県福祉のまちづくり条例  
関係告示・関係通知

## 年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
年度までの実績①	円	円
年度における実績②	円	円
年度以降の実施予定③	円	円

(注)①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。

別表1 特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費			
1 事業区分	2 補助対象 上限額 (千円)	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車いす使用者用便房又は車いす使用者用簡易便房(以下、「車いす使用者用便房等」という。)の整備	新築等 1,300	車いす使用者用便房等を整備すること。	(1)車いす使用者用便房等の整備に要する経費から一般の便房の整備に要する経費を差し引いた経費 (2)自動ドア又は引き戸(便所の出入口に設置するものに限る。)の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (3)大型ベッドの整備(車いす使用者用便房に整備するものに限る。)に要する経費 (4)ベビーチェア又は乳児用おむつ交換台の整備に係る経費 (5)高齢者、障がい者等の利用等の円滑化に資する整備(建築設計標準に示す便所の整備に係るものに限る。)に要する経費
	改修等 3,300	道等又は車いす使用者用駐車施設から車いす使用者用便房等及び利用居室まで、及び車いす使用者用便房等から利用居室までの経路(当該便房と同一の階にあるものに限る。)がバリアフリー基準に適合すること。	(1)車いす使用者用便房等の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (2)新築等に係る補助対象経費の第2号から第5号に掲げる経費 (3)玄関(移動等円滑化経路を構成する主たる出入口をいう。以下同じ)から車いす使用者用便房等及び利用居室まで、並びに車いす使用者用便房等から利用居室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費
2 エレベーターの整備	新築等 3,300	移動等円滑化経路を構成するエレベーターであること。	エレベーターの整備に要する経費
	改修等 22,000	移動等円滑化経路を構成するエレベーター(当該建築物の全体がバリアフリー基準に適合する場合に限る。)であること。	エレベーターの整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
3 玄関の整備	改修等 3,300	道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの経路がバリアフリー基準に適合すること。	(1)自動扉又は引き戸の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (2)音声誘導装置等の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費(第4項に掲げる整備と重複するものを除く。) (3)道等又は車いす使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (4)高齢者、障がい者等の移動等に配慮する整備(建築設計標準に示す出入口及び敷地内通路の整備に係るものに限る。)に要する経費
4 音声誘導装置及び点字表示板(以下「音声誘導装置等」という。)の整備	新築等 1か所当たり 1,000 (3か所以内)	移動等円滑化経路内に設置する音声誘導装置等であること。	音声誘導装置等の整備に要する経費
5 オストメイト用設備の整備	新築等 1,100	オストメイト専用の流し及び温水が出る混合水栓を備えたものであること。	オストメイト用設備の整備(改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費

6 車いす使用者用駐車施設の整備	新築等 改修等	2,200	車いす使用者用駐車施設に屋根を設けること。	(1)車いす使用者用駐車施設及びその屋根の整備に要する経費 (2)車いす使用者用駐車施設から玄関までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備に要する経費 (3)前号の経路に設ける屋根の整備に要する経費 (4)高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備(建築設計標準に示す車いす使用者用駐車施設の整備に係るものに限る。)に要する経費 (5)前各号の整備に伴い必要となる工事に要する経費(改修等の場合に限る。)
7 電光表示板、フラッシュライト等の整備	新築等 改修等	500	聴覚障がい者に緊急情報をお伝えできる設備であること。	(1)電光表示板(案内所に設けるものに限る。)の整備(当該整備に伴い発生する関連工事を含む。)に要する経費 (2)フラッシュライト等の整備(改修等の場合は当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
8 建築主の提案によるバリアフリー基準に適合させる整備	改修等	500	建築物の床面積が1,000平方メートル未満であること。	(1)移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事(第1項から第7項の整備に伴うものに限る。)に要する経費 (2)高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に資する整備(建築設計標準に示すものに限る。)に要する経費

別表2 特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費				
1 事業区分	2 補助対象上限額 (千円)	3 補助要件	4 補助対象経費	
1 車いす使用者用便房等の整備	新築等	1,300	別表1第1項第3欄に掲げる新築等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる新築等の経費
	改修等	3,300(5,500)	別表1第1項第3欄に掲げる改修等の要件	別表1第1項第4欄に掲げる改修等の経費
2 玄関の整備	改修等	3,300(5,500)	別表1第3項第3欄に掲げる改修等の要件	(1)別表1第3項第4欄第1号、第3号及び第4号に掲げる経費 (2)音声誘導装置等の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費(第18項に掲げる整備と重複するものを除く。)
3 洋式便器の整備	改修等	第4項から第16項までに掲げる整備 に係る額の合計5,550	1箇所当たり500	既存の和式便器を洋式便器に取り換えること。 洋式便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
4 小便器の整備	改修等		1箇所当たり300	既存の小便器(受け口の高さが35センチメートルを超えるものに限る。)を低リップ型の小便器に取り換えること。 低リップ型の小便器の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
5 自動水栓器具の整備	改修等		1箇所当たり200	(1)自動式の水栓の整備に要する経費 (2)洗面器の整備(前号に伴い必要な場合に限り、その他必要となる工事を含む。)に要する経費
6 車いす使用者用簡易便房のブースの整備	改修等		1箇所当たり800	車いす使用者用簡易便房に係るトイレブースの整備(当該整備に伴い必要となる工事を除く。)に要する経費
7 便所の出入口の整備	改修等		1箇所当たり1,800	(1)自動ドア又は引き戸の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (2)出入口の拡張に係る整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
8 便所の手すりの整備	改修等		1箇所当たり55	便房に手すりを整備すること。 手すりの整備に要する経費
9 ベビーチェアの整備	改修等		1箇所当たり100	便房にベビーチェアを整備すること。 ベビーチェアの整備に要する経費
10 乳児用おむつ交換台の整備	改修等		1箇所当たり200	乳児用おむつ交換台を整備すること。 乳児用おむつ交換台の整備に要する経費

11 手すりの整備	改修等		1メートル当たり15	移動等円滑化経路を構成する敷地及び建築物の通路に手すりを整備すること。	手すりの整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
12 廊下の整備	改修等		1メートル当たり100	移動等円滑化経路を構成する廊下の幅をバリアフリー基準に適合させること。	廊下幅の拡張に係る整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
13 利用居室の出入口の整備	改修等		1箇所当たり1,800	利用居室の出入口をバリアフリー基準に適合させること。	(1)引き戸の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (2)出入口の拡張に係る整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費
14 誘導用床材及び注意喚起用床材の整備	改修等		1平方メートル当たり25	移動等円滑化経路及び視覚障がい者移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること	誘導用床材及び注意喚起用床材の整備に要する経費
15 利用居室の段差解消用の整備	改修等		1箇所当たり200	利用居室の段差を解消すること。	段差解消用のスロープの整備に要する経費
16 ホテル又は旅館の客室(政令第15条第1項に規定する客室。以下単に客室という。)の整備	改修等	5,500		ホテル・旅館に客室を整備するとともに、道等又は車いす使用者用駐車施設から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させること。	(1)客室の整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (2)玄関から当該客室までの移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる整備(当該整備に伴い必要となる工事を含む。)に要する経費 (3)高齢者、障がい者等の利用等に資する整備(建築設計標準に示す客室の整備に係るものに限る。)
17 別表1第2項及び第4項から第7項に定める新築等又は改修等の事業		別表1第2欄各項に掲げる額		別表1第3欄各項に掲げる要件	別表1第4欄各項に掲げる経費
18 建築主の提案によるバリアフリーの整備	改修等	500		別表1第8項第3欄に掲げる改修等の要件	(1)移動等円滑化経路をバリアフリー基準に適合させる工事(第1項から第17項の整備に伴うものに限る。)に要する経費 (2)別表1第8項第4欄に掲げる経費

※ ( )内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。

別表3 とっとりUD認証施設整備事業

間接補助対象経費				
1 事業区分		2 補助対象上限額 (千円)	3 補助要件	4 補助対象経費
1 車いす使用者 用便房の整備	新築等	2,600	UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	(1) 別表1第1項第4欄に掲げる新築等の経費 (2) UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
	改修等	6,600(11,000)	UD認証要綱別表1(7)の第3欄に掲げる認証基準及び別表1第1項第3欄に掲げる改修等の要件に適合すること	(1) 別表1第1項第4欄に掲げる改修等の経費 (2) 第1項の新築等の第4欄(2)に掲げる経費
2 玄関の整備	改修等	6,600(11,000)	UD認証要綱別表1(2)の第3欄に掲げる認証基準及び別表1第3項第3欄に掲げる改修等の要件に適合すること	(1) 別表2第3項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(2)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
3 ホテル又は旅 館の客室の整 備	改修等	11,000	UD認証要綱別表1(6)の第3欄に掲げる認証基準及び別表2第16項3欄に掲げる改修の要件に適合すること	(1) 別表2第16項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(6)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
4 車いす使用者 用駐車施設の 整備	新築等	4,400	UD認証要綱別表1(3)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	(1) 別表1第6項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表1(3)の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費
	改修等			
5 高齢者又は乳 幼児用設備の 整備	新築等	1,100	UD認証要綱別表1(8)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費 (建築設計標準に示すものに限る)
	改修等			
6 UDアドバイザ ーの助言に係 る構造及び設 備に関する整 備	新築等	1,000	UD認証要綱別表1(12)の第3欄に掲げる認証基準に適合すること	左欄に掲げる認証基準への適合に要する経費 (建築設計標準に示すものに限る)
	改修等			
7 別表2第1欄各項に掲げる新 築等又は改修等の事業(第1項か ら前項に定める事業を除く。)	別表2第2欄各項 に掲げる額	別表2第3欄各項に掲げる 要件	別表2第4欄各項に掲げる経費	

※ ( )内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。

## UDアドバイザー登録派遣制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)第30条に規定する福祉のまちづくりアドバイザー(以下「UDアドバイザー」という。)の登録及び派遣に関する必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築土法(昭和25年法律第202号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。)、及び条例の規定で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) UDアドバイザー 特別特定建築物の整備及び運営に関し、ユニバーサルデザインの視点で点検し、助言を行う者として、知事が利用者アドバイザー又は専門家アドバイザーに区分し登録した者をいう。
- (2) 利用者アドバイザー UDアドバイザーのうち、高齢者、障がい者(視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は内部障がい者をいう。以下同じ。)、又は子育て経験者(以下「高齢者等」という。)として知事が登録した者をいう。
- (3) 専門家アドバイザー UDアドバイザーのうち、建築、福祉又は保育等に関する専門の知識を有する者として知事が登録した者をいう。

### (養成講習会)

第3条 知事は、UDアドバイザーとして、必要となる次に掲げる事項に関する知識の習得を目的としたUDアドバイザー養成講習会(以下「講習会」という。)を開催するものとする。

- (1) 福祉のまちづくり及びユニバーサルデザインに関する政策
- (2) 高齢者等の動作特性とそれに応じた施設の整備及び運営
- (3) 条例第30条第2項に規定する特別特定建築物の点検及び助言の方法
- (4) その他生活環境部長が必要と認める事項

2 知事は、講習会を修了した者を講習会修了者台帳(様式第1号)に登録し、受講修了証を交付するものとする。

### (UDアドバイザーの登録要件)

第4条 知事は、前条の講習会を修了した者であって、次の各号に掲げる者をUDアドバイザーとして登録することができる。

- (1) 利用者アドバイザーにあっては、高齢者等に該当する者であること。
- (2) 専門家アドバイザーにあっては、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 建築士法第2条第1項の建築士
  - イ 社会福祉法及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)第2条第1項の社会福祉士
  - ウ 社会福祉法及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)第2条第2項の介護福祉士
  - エ 理学療法士法及び作業療法士法(昭和62年法律第137号)第2条第3項の理学療法士
  - オ 理学療法士法及び作業療法士法(昭和62年法律第137号)第2条第4項の作業療法士
  - カ 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第2条の視能訓練士
  - キ 歩行訓練士の資格を有するもの
  - ク 医師法(昭和23年法律第201号)第1条の医師
  - ケ 保健師法及助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条の保健師
  - コ 保健師法及助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第5条の看護師
  - サ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の保育士
  - シ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項の幼稚園教諭普通免許状を有する者
  - ス 子育て支援員の資格を有する者
  - セ その他生活環境部長が別に定める資格又は要件を満たす者

### (登録申請)

第5条 前条第1項第1号の登録(その更新の登録も含む。以下同じ。)を受けようとする者は、様式第2号の申請書に第3条に規定する受講修了証及び障がい者手帳の写し(障がい者の場合に限る。)を添えて知事に提出するものとする。

2 前条第1項第2号の登録を受けようとする者は、様式第3号の申請書に第3条に規定する受講修了証及び同項第2号に掲げる資格を有することを証する書類を添えて知事に提出するものとする。

#### (登録及び公表)

第6条 知事は、前条の規定による申請について第4条に掲げる要件を満たしていると認めたときは、UDアドバイザー登録台帳(様式第4号)に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページに掲載するなど適切な方法により公表するものとする。

- (1) 氏名
- (2) UDアドバイザーの種別
- (3) 利用者アドバイザーにあっては、高齢者等の区分
- (4) 専門家アドバイザーにあっては、第4条第2号に掲げる資格
- (5) 活動可能地域

2 登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。

3 知事は、前項の有効期間中は、第1項の規定による公表を継続するものとする。

4 知事は、UDアドバイザー登録台帳を住まいまちづくり課に備え置くものとする。

#### (登録情報に対する責任)

第7条 県は、前条の規定により公表した情報を利用し、UDアドバイザーが第三者と相談業務や設計業務等の契約を行うことについて関与しない。また、県はそのことによって生じた事象について責任は負わない。

2 UDアドバイザーは、UDアドバイザーとして登録されていることを身分や専門的技術を保証されているような表現をして本人または所属会社等の営業行為等に利用してはならない。

#### (変更の届出)

第8条 UDアドバイザーは、第6条第1項に掲げる事項に変更があったときは、様式第5号により、速やかに知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに登録台帳及び事業者公表の内容を修正するものとする。

#### (登録の抹消)

第9条 知事は、UDアドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を抹消し、公表を取りやめるものとする。

- (1) 業務において不誠実な行為をしたとき。
- (2) 第4条に掲げる要件を備えなくなったとき。
- (3) 不正な手段により登録を受けていたとき。
- (4) 前条第1項の規定による変更の届出を、当該変更が生じてから相当の期間内に行わなかったとき。
- (5) 登録の有効期間が満了したとき。
- (6) 自ら書面により登録の抹消を申し出たとき。
- (7) 専門家アドバイザーが第4条第1項第2号に掲げる資格の関係法令に基づく処分を受けたとき

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該抹消に係るUDアドバイザーに対してその旨を通知するものとする。

#### (UDアドバイザーの派遣)

第 10 条 特別特定建築物の整備及び運営に関し、UDアドバイザーの点検及び助言に関する派遣を求めようとする者は、UDアドバイザー派遣申請書(様式第6号)に次に掲げる図書を添付し、知事に申請するものとする。

- (1)付近見取図
- (2)縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図
- (3)縮尺、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図
- (4)その他必要となる書類

2 知事は、UDアドバイザーを派遣するときは、次の各号に掲げる事項を定めたUDアドバイザー派遣計画書(以下「派遣計画書」という。)を作成し、前項の規定により派遣を申請する者(以下「派遣申請者」という。)及び派遣するUDアドバイザーに送付するものとする。

- (1)特別特定建築物の所在地、名称、主要用途及び新築、増築又は用途変更の別
- (2)派遣を行う日時
- (3)派遣するUDアドバイザーの区分及び氏名

#### (4)その他助言の実施に必要な事項

##### (点検及び助言の実施)

第11条 UDアドバイザーは、派遣計画書に記載された内容に沿って特別特定建築物の点検及び助言を行うものとする。

2 UDアドバイザーは、点検及び助言を実施するために必要な補助者を同行させることができる。

3 UDアドバイザーは、派遣計画書に記載された内容と現状が異なっていた場合は、知事にその内容を報告しなければならない。

##### (点検及び助言に関する報告書)

第12条 UDアドバイザー、又は当該UDアドバイザーを代表する者は、点検及び助言を行った後、速やかに様式第7号による施設の点検及び助言に関する報告書を作成し、知事及び派遣申請者に提出しなければならない。

##### (謝金及び旅費)

第13条 派遣申請者は、第10条第2項により派遣したUDアドバイザーから前条の報告書を受け取ったときは、知事が別に定める額の謝金及び旅費を支給するものとする。ただし、UDアドバイザーが謝金及び旅費の受領を辞退した場合は、この限りではない。

2 知事は、派遣申請者が国又は地方公共団体以外の者であるときは、当該派遣申請者が支給すべき謝金及び旅費を派遣申請者に代わって支払うものとする。

3 UDアドバイザーが前2項の規定により謝金及び旅費の支給を受けるときは、派遣申請者又は知事の定めるところによる請求書を提出するものとする。

##### (点検及び助言に対する反映)

第14条 派遣申請者は前条に規定する報告書をUDアドバイザーから受けたときは、点検及び助言を反映した事項を様式第8号により知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の提出を受け付けたときは、施設の点検及び助言を反映した内容について、県ホームページに掲載するなど適切な方法により公表するものとする。

##### (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、登録及び派遣に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

---

様式第1号(第3条関係)

講習会修了者台帳

受講番号	受講日	氏名	登録を希望するUD アドバイザー種別	高齢者等又は専門 (資格)の区分	活動可能地域

## とっとりUD施設認証制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。)第24条に基づき鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年鳥取県規則第83号。以下「規則」という。)第10条に規定するとっとりユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)認証基準(以下「認証基準」という。)及び適合認定証の交付請求等に関する必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築士法(昭和25年法律第202号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「施行令」という。)及び条例の規定で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) とっとりUD認証施設 知事が第4条に定める認定審査により認証基準に適合していると認定した特別特定建築物をいう。
- (2) バリアフリーマップ 県がバリアフリー整備されている建築物の位置、整備内容、その他の情報を掲載し、公表する電子地図をいう。
- (3) UDアドバイザー UDアドバイザー登録派遣制度要綱(令和4年9月28日第202200144786号、生活環境部長通知)以下「UDアドバイザー要綱」という)第6条に基づき特別特定建築物の整備及び運営に関し、ユニバーサルデザインの視点から点検、助言する者として、知事が登録した者をいう。

### (認証基準)

第3条 認証基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 特別特定建築物の構造及び設備に関する基準は、別表1の第1欄(1)から(9)に掲げる評価項目について第3欄に掲げるものとする。
- (2) 特別特定建築物の運営及びサービス提供に関する基準は、別表1の第1欄(10)から(12)に掲げる評価項目について第3欄に掲げるものとする。

### (認定審査)

第4条 とっとりUD認証施設の認定審査は、建築物移動等円滑化基準(法附則第4条第2項若しくは第3項の適用を受ける建築物又は法施行の際に現に存在していた建築物は、法第14条第3号の規定により条例で付加した事項を除く。)に適合している特別特定建築物を対象とし、次の各号に定めるところより行うものとする。

- (1) 別表1の第1欄の評価項目(当該特別特定建築物が第2欄の適用外要件を満たす評価項目を除く。以下「適用評価項目」という。)ごとに第3欄に定める認証基準への適合を確認する。
- (2) 特別特定建築物が別表1の第3欄に定める認証基準に適合するときは、それぞれかっこ内に掲げる基準点を付与し、適用評価項目ごとに合計した点数(第4欄の評価点を上限とする。)を評価点として付与する。
- (3) 前2号の規定に関わらず当該特別特定建築物が別表1(1)の第3欄に定める認証基準に適合しないとき(第2欄のために該当する特別特定建築物を除く。)は、全ての評価点を付与しないものとする。
- (4) 当該特別特定建築物の評価は、適用評価項目ごとに与える別表1に定める第4欄の評価点の合計点数に対する第2号の規定により付与した評価点の合計点数の割合(以下「認証基準適合率」という。)に応じて、別表2の第2欄に定めるところにより、第1欄の認証ランクを付与するものとする。

### (施設の認定及び公表等)

第5条 知事は、前条の規定により認証ランクを付与した特別特定建築物をとっとりUD認証施設として認定するものとする。

2 知事は、前項の規定によりとっとりUD認証施設を認定した際は、とっとりUD認証施設登録台帳(様式第1号)に登録し、次の各号に掲げる事項を県のホームページ及びバリアフリーマップに掲載して公表するものとする。

- (1) とっとりUD認証施設の名称
- (2) とっとりUD認証施設の位置
- (3) 認証ランク
- (4) 認証基準に適合している整備内容

3 知事は、とっとりUD認証施設登録台帳を住まいまちづくり課に備え置くものとする。

### (認定証の請求等)

第6条 とっとりUD適合認定証(以下「認定証」という。)の交付を請求する者(以下「申請者」という。)は、とっとりUD適合認定証交付請求書(規則様式第9号。以下「請求書」という。)に設計図書(別表1の第1欄の評価項目ごとに定める第3欄の認証基準に適合していることが確認できる図書として別表3に掲げる設計図書及び次に掲げる書類。以下「添付図書」という。)を添えて所管行政庁に2部提出するものとする。

- (1) 検査済証の写し
- (2) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- (3) 認証基準チェックリスト

2 前項による認定書の請求は、一の特別特定建築物ごとに行うものとする。

3 前条の請求を受けた所管行政庁は、第4条の規定により評価し、その結果を請求書の基準適合状況欄に記載し、第1項の請求書及び添付図書1部を添えて、所管事務所長に進達するものとする。

4 住まいまちづくり課長は、所管事務所長に進達された内容を確認し、支障がないものと認めるときは申請者に認定証(規則様式第10号)及び認証マークを交付し、所管行政庁に当該認定証の写しを送付するものとする。

5 所管行政庁は、次の各号に掲げるとときは、とっとりUD適合認定証不交付通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

- (1) 請求書及び添付図書を第4条の規定により審査し、認証基準適合率が50%未満のとき
- (2) 請求書又は添付図に記載された内容が明らかに虚偽であると認められるとき

### (事前協議)

第7条 とっとりUD適合認定証の交付を請求しようとする者(以下「請求予定者」という。)は、当該特別特定建築物の設計又は工事の段階において、事前協議申請書(様式第3号)に添付図書を添えたもの2部を所管行政庁に提出して、当該特別特定建築物の認証基準の適合について事前協議を受けることができる。

2 所管行政庁は、第4条の規定により評価し、その結果を事前協議申請書の基準適合状況欄に記載し、事前協議申請書及び添付図書1部を添えて請求予定者に交付するものとする。

3 請求予定者は、事前協議申請書又は添付図書の内容に変更が生じたときは、事前協議を受けることができる。この場合において、前2項の規定を準用する。

### (認定証及び認証マークの利用等)

第8条 とっとりUD認証施設の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、その認証施設において認定証、認証を受けた評価項目又は認証マークを当該認証施設の利用者の見えやすい場所に掲示することができる。

2 所有者等は、当該とっとりUD認証施設に係る広告物等において、認証マークを使用することができるものとする。

3 所有者等は、その責めに帰することができない事由により認定証及び認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面により再交付を求めることができる。

### (認定証の変更)

第9条 所有者等は、当該施設の名称を変更しようとする場合は、施設名称変更届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出を受けた場合において、知事は、認定証及び認証マークを書き換えて交付するものとする。

### (認証の廃止及び取り消し)

第10条 所有者等は、とっとりUD認証施設を廃止しようとする場合は、とっとりUD認証施設廃止届(様式第5号)に認定証及び認証マークを添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、とっとりUD認証施設又はその所有者等が各号いずれかに該当すると認めたときは、その登録を抹消するものとする。

- (1) 建築物移動等円滑化基準に適合しない又は認証基準適合率が50%未満であると認められたとき
- (2) 不正な手段により認定を受けていたとき
- (3) 前項の規定によらず、とっとりUD認証施設が廃止されたとき

3 所有者等は、前項の規定により登録を抹消されたときは、認定証及び認証マークを知事に返却しなければならない。

4 第1項及び第2項の場合において、知事はその公表を取りやめるものとする。

**(申請の取り下げ)**

第 11 条 申請者は、条例第 24 条第1項及び規則第 10 条第2項の規定による請求を取り下げようとする場合は、取り下げ届を(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、取り下げ届以前に申請のあった申請書及び添付図書等の返却は行わないものとする。

**(所有者等の責務)**

第 12 条 所有者等は、とつとりUD認証施設の構造及び設備を適切に維持管理し、適切な運営及びサービスの提供を行うこと。

**(報告の徴収等)**

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、前条に関して報告を求めることができる。

**(その他)**

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

1 評価項目	2 適用外要件	3 認証基準	4 評価点
(1)エレベーターの設置	利用居室が地上階の外に設けられていないこと	複層階の特別特定建築物を計画する場合は、条例第19条のただし書き規定に拘わらず、車いす使用者の利用に配慮したエレベーターを整備（施行令第18条第2項第5号、国土交通省告示第1493号及び条例第19条第2項4号を満たすこと）をすること	必須
(2)敷地内の通路	移動等円滑化経路の延長が5m以下であること	移動等円滑化経路のうち、前面道路から建築物の主たる出入口までの経路に通行の支障が生じないよう必要な照度を確保した夜間照明を設置し、かつ勾配が15分の1以下のスロープを設置すること(1点)	1点
(3)駐車施設の整備	駐車施設の確保が困難な狭小敷地であること	(1)車椅子使用者用駐車施設とは別の区画にハートフル駐車場を設けること(1点) (2)車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を設置すること(1点)	2点
(4)屋外の出入口の整備	—	移動等円滑化経路を構成する屋外に面する出入口（風除室の出入口を含む。）は全て自動開閉装置付き引き戸とすること(1点)	1点
(5)屋内の通路	廊下を設けない施設であること	不特定かつ多数の者が利用する廊下には、両側に手すりを設けること(1点)	1点
(6)ホテル又は旅館の客室の整備	ホテル又は旅館以外の用途であること	車いす使用者用客室を条例第18条に規定する必要数に1を加えた室数以上設けること(2点)	2点
(7)車いす使用者用便房の整備	—	不特定かつ多数の者が利用する居室がある各階に車いす使用者用便房（階数が1の建築物にあっては、2以上の車いす使用者用便房）を設置すること(2点)	2点
(8)高齢者又は乳幼児用設備の整備	法第14条第1項の規定により、整備が義務付けられたものでないこと	(1)キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置すること(2点) (2)車椅子使用者用便房に条例第17条第3項第3号に規定する大型ベッドを設置すること(1点)	2点
(9)物品販売店又は飲食店の利用居室の整備	物品販売店又は飲食店以外の用途であること	(1)物品販売店は、内部の通路（商品棚間も含む）の幅が120cm以上であること(1点) (2)飲食店は、以下に適合すること(1点) ア 利用居室の通路の幅が90cm以上であること イ テーブル又はカウンター（以下「テーブル等」という。）に設ける椅子は過半数を可動できるものとし、テーブル等には車いす使用者に配慮した空間を設けること	1点
(10)運営面の配慮	—	貸出用車いす又は筆談ボード（タブレット端末を含む。）を設置すること(1点)	1点
(11)あいサポート企業の登録及び従業員の教育	—	あいサポート企業に登録し、かつ定期的に従業者にUDに関する教育の実施し、知事に報告することを誓約していること(1点)	1点
(12) UDアドバイザーの助言	—	UDアドバイザーの助言を受けたときは、施設の整備又は運営に取り入れること(1点)	1点

別表2(第3条関係)

1認証ランク	2格付基準
★★★	(1)認証基準適合率が80%以上であること (2)アドバイザー要綱第11条によりUDアドバイザーの助言を受けていること
★★	(1)認証基準適合率が65%以上であること (2)アドバイザー要綱第11条によりUDアドバイザーの助言を受けていること。
★	認証基準適合率が50%以上であること

別表3(第6条関係)

1 評価項目	2 設計図書
共通	付近見取図(方位、道路及び目標となる地物)、配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低差、敷地の接する道等の位置、敷地内の斜路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅)及び各階平面図(縮尺、間取り、各室の用途)
別表1(1)から(9)に掲げるものの	適用対象評価項目に適合することが確認できる配置図、各階平面図、断面図及び詳細図
別表1(10)に掲げるものの	設置する貸出用車いす又は筆談ボード若しくはタブレット端末のカタログの写し
別表1(11)に掲げるものの	あいサポートの企業又は団体に認定された認定書の写し、従業者教育に係る誓約書(別様式)
別表1(12)に掲げるものの	UDアドバイザーの報告書の写し、及び当該UDアドバイザーの意見を反映したことが確認できる書類

様式第1号(第5条関係)

## とっとりUD認証施設登録台帳

認証の番号及び年月日	所有者等の氏名及び連絡先(法人にあっては法人名及び代表者)	とっとりUD認証施設の名称	とっとりUD認証施設の位置	認証ランク	認証基準に適合している整備内容	認証施設の用途その他の事項

## 04 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抄)

### 目次

全文

第1章 総則(第1条—第2条)

第2章 基本方針等(第3条—第7条)

第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置(第8条—第24条)

第3章の2 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置  
(第24条の2—第24条の8)

第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施  
(第25条—第40条の2)

第5章 移動等円滑化経路協定(第41条—第51条)

第5章の2 移動等円滑化施設協定(第51条の2)

第6章 雜則(第52条—第58条)

第7章 罰則(第59条—第66条)

附則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るために他の施設の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(基本理念)

第1条の2 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

(定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。
- 五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
  - イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う

鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

□ 軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。第 26 号ハにおいて同じ。)

ハ 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。)、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。)を営む者及び旅客不定期航路事業者

ヘ 航空法(昭和 27 年法律第 231 号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

六 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イ 鉄道事業法による鉄道施設

□ 軌道法による軌道施設

ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル

二 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。)

ホ 航空旅客ターミナル施設

七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第 5 条第 1 項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもののその他主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空機をいう。

九 道路管理者 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項に規定する道路管理者をいう。

十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

十一 路外駐車場管理者等 駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 12 条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 2 項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十二 旅客特定車両停留施設 道路法第 2 条第 2 項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十三 特定路外駐車場 駐車場法第 2 条第二号に規定する路外駐車場(道路法第 2 条第 2 項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 2 項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十四 公園管理者等 都市公園法第 5 条第 1 項に規定する公園管理者(以下「公園管理者」という。)又は同項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十七 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第一号に規定する建築物をいう。

十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

- 二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十二 所管行政庁 建築主を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
  - ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
  - ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 前号イに掲げる要件
  - ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
  - ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。
- 二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業
  - ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業
  - ハ 特定車両(軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。)を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
- 二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業(これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。)をいう。
- イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
  - ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。
- 二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。
- 三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特別特定建築物(第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。)の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
  - ロ 特定建築物(特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。)における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法(昭和35年法律第105号)第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標

- 示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(第36条第2項において「信号機等」という。)の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業
- 違法駐車行為(道路交通法第51条の4第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。)に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業
- 三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者(第36条の2において「市町村等」という。)が実施する次に掲げる事業をいう。
- イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(イに掲げる事業を除く。)

## 第2章 基本方針等

### (基本方針)

- 第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
  - 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置に関する基本的な事項
  - 三 第24条の2第1項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項
    - イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項
    - 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項
    - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項
    - ニ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項
    - ホ イからニまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
- 四 第25条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
- イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
  - 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
  - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
  - ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
  - ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)その他の市街地開発事業(都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項
- 六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項
- 七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (国の責務)

第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講すべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘査しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

#### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (国民の責務)

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

### 第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講すべき措置

#### (公共交通事業者等の基準適合義務等)

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)について、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

7 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設旅客施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずるよう努めなければならない。

9 公共交通事業者等又は道路管理者(旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。第10条第10項において同じ。)が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第9項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を

除き、これに応じなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第9条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第1項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等(第1項の規定により審査を行うものを除く。)若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第1項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について同条第2項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項)

第9条の2 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置
  - 二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し第8条第2項及び第3項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置
  - 三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援
  - 四 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供
  - 五 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
  - 六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第9条の3 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第1項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第9条の4 公共交通事業者等(旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第9条の7までにおいて同じ。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第9条の2第1項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第9条の5 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(公表)

第9条の6 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第9条の4の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

#### (勧告等)

第 9 条の 7 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第 9 条の 2 第 1 項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### (道路管理者の基準適合義務等)

第 10 条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)又は当該旅客特定車両停留施設(第 3 項において「新設旅客特定車両停留施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道(道路法第 3 条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参考して定めるものとする。

3 道路管理者は、その管理する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設(以下この条において「新設特定道路等」という。)を道路移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

4 道路管理者は、その管理する道路(新設特定道路等を除く。)について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

6 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する新設特定道路についてこれらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を、その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ適切に提供するよう努めなければならない。

7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項(第 2 項を除く。)の措置を講ずるよう努めなければならない。

10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第 8 条第 8 項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

11 新設特定道路等についての道路法第 33 条第 1 項及び第 36 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 2 条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第 33 条第 1 項中「同条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項」とする。

#### (路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第 11 条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前 2 項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車

場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動等円滑化基準(前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

#### (特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (公園管理者等の基準適合義務等)

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例(国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参考して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、同法第4条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

#### (特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(以下この条において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建

築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

- 4 前3項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等(第1項から第3項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第17条第3項第一号を除き、以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

- 第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
  - 3 所管行政庁は、前条第5項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

- 第16条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第1項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 所管行政庁は、特定建築物について前2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

- 第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 特定建築物の位置
    - 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
    - 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
    - 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
    - 五 その他主務省令で定める事項
  - 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
    - 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超えるか、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
    - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1

項において準用する場合を含む。第 7 項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知(以下この条において「適合通知」という。)を受けるよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第 18 条第 3 項及び第 14 項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第 14 条第 1 項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第 3 項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8 建築基準法第 12 条第 8 項、第 93 条及び第 93 条の 2 の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。  
(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第 18 条 前条第 3 項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第 19 条 建築基準法第 52 条第 1 項、第 2 項、第 7 項、第 12 項及び第 14 項、第 57 条の 2 第 3 項第二号、第 57 条の 3 第 2 項、第 59 条第 1 項及び第 3 項、第 59 条の 2 第 1 項、第 60 条第 1 項、第 60 条の 2 第 1 項及び第 4 項、第 68 条の 3 第 1 項、第 68 条の 4、第 68 条の 5(第二号イを除く。)、第 68 条の 5 の 2(第二号イを除く。)、第 68 条の 5 の 3 第 1 項(第一号ロを除く。)、第 68 条の 5 の 4(第一号ロを除く。)、第 68 条の 5 の 5 第 1 項第一号ロ、第 68 条の 8、第 68 条の 9 第 1 項、第 86 条第 3 項及び第 4 項、第 86 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 86 条の 5 第 3 項並びに第 86 条の 6 第 1 項に規定する建築物の容積率(同法第 59 条第 1 項、第 60 条の 2 第 1 項及び第 68 条の 9 第 1 項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第 52 条第 3 項及び第 6 項に定めるもののほか、第 17 条第 3 項の認定を受けた計画(前条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第 21 条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(認定特定建築物の表示等)

第 20 条 主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第 17 条第 3 項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第 21 条 所管行政庁は、認定建築主等が第 17 条第 3 項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第 22 条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第 17 条第 3 項の認定を取り消すことができる。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)

第 22 条の 2 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設(以下この条において「協定建築物特定施設」という。)と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることができることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設(次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。)の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物(以下「協定建築物」という。)の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところによ

- り、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第41条第1項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設
  - 二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第51条の2第1項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設
- 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設(協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設(以下この項において「特定経路施設」という。))は、協定建築物特定施設等維持保全基準(移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。)に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。
- 3 第1項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 協定建築物の位置
  - 二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
  - 三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
  - 四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画
  - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超えるか、かつ、第17条第3項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
  - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 5 第18条、第19条、第21条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者(第53条第5項において「認定協定建築主等」という。)に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第18条第2項中「前条」とあるのは「第22条の2第1項から第4項まで」と、第19条中「特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設」とあるのは「第22条の2第1項に規定する協定建築物(第21条において「認定協定建築物」という。)の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第21条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

#### (既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第23条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第27条第2項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第2条第七号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
- 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第93条第1項本文及び第2項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

#### (高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第24条 建築物特定施設(建築基準法第52条第6項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第14項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

## 第6章 雜則

### (国の援助)

第52条 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

### (資金の確保等)

第 52 条の 2 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

### (情報提供の確保)

第 52 条の 3 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。

2 国は、前項の情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### (移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第 52 条の 4 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

### (報告及び立入検査)

第 53 条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第 22 条の 2 第 4 項の認定を受けた計画(同条第五項において準用する第 18 条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6 第 1 項から第 3 項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (主務大臣等)

第 54 条 第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項における主務大臣は、同条第 2 項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2 第 9 条、第 9 条の 2 第 1 項、第 9 条の 3 から第 9 条の 5 まで、第 9 条の 7、第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項(これらの規定を同条第 5 項において読み替えて準用する第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 24 条、第 24 条の 6 第 4 項及び第 5 項、第 29 条第 1 項、第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)、第 3 項及び第 5 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 2 項、前条第 1 項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第 24 条の 2 第 7 項及び第 8 項(これらの規定を同条第 10 項並びに第 25 条第 10 項及び第 11 項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第 30 条における主務省令は、総務省令とし、第 36 条第 2 項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

### (不服申立て)

第 55 条 市町村が第 32 条第 5 項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

#### (事務の区分)

第 56 条 第 32 条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 9 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### (道路法の適用)

第 57 条 第 32 条第 5 項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第 8 章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

#### (経過措置)

第 58 条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第 7 章 罰則

第 59 条 第 9 条第 3 項、第 12 条第 3 項又は第 15 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、300 万円以下の罰金に処する。

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 9 条第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第 38 条第 4 項の規定による命令に違反した者
- 三 第 53 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 9 条の 4 の規定による提出をしなかった者
- 二 第 9 条の 5 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 20 条第 2 項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第 24 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第 1 項本文又は第 2 項に規定する行為をした者
- 三 第 53 条第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 53 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第 53 条第 4 項又は第 5 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第 64 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 59 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第 65 条 第 9 条の 6 の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、50 万円以下の過料に処する。

第 66 条 第 24 条の 8 第 1 項(第 40 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、20 万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

#### (施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第 2 条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 44 号)
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 68 号)

**(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)**

第3条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第10条第1項、第11条第1項及び第13条第1項の規定は、適用しない。

**(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)**

第4条 附則第2条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第14条第1項から第3項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第14条第1項の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第15条の規定は、この法律の施行後(第2項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後)に建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。)をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

**(罰則に関する経過措置)**

第6条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(検討)**

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 05 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(抄)

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第9条第1項及び第2項、第14条第1項、第19条、第32条第5項、第39条第1項及び第3項、第53条第3項並びに附則第4条第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

### (特定建築物)

第4条 法第2条第18号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公公用歩廊

### (特別特定建築物)

第5条 法第2条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(第23条及び第25条第3項第一号において「公立小学校等」という。)又は特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)

- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊
- (建築物特定施設)

第6条 法第2条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)
- 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)
- 四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第7条 法第2条第22号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条1第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第2条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

- 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第四号の延べ面積をいう。第26条において同じ。)が1万平方メートルを超える建築物
  - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条(同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。)の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物
- (基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第9条 法第14条第1項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第2項において同じ。)の合計2000平方メートル(第5条第十八号に掲げる公衆便所(次条第2項において「公衆便所」という。)にあっては、50平方メートル)とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第10条 法第14条第1項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものと除く。)は、次条から第24条までに定めるところによる。

2 法第14条第3項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計500平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が500平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条

第3項の条例で定める特定建築物を含む。第25条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第14条第1項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第19条及び第25条に定めるところによる。

#### (廊下等)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

#### (階段)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

#### (階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

#### (便所)

第14条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない

- 一 便所内に、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便所(以下「車椅子使用者用便所」という。)を1以上設けること。
  - 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を1以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

### (ホテル又は旅館の客室)

第 15 条 ホテル又は旅館には、客室の総数が 50 以上の場合には、車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)を客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、80 センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室(以下この号において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

### (敷地内の通路)

第 16 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

### (駐車場)

第 17 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を 1 以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、350 センチメートル以上とすること。

二 次条第 1 項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

### (移動等円滑化経路)

第 18 条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち 1 以上(第四号に掲げる場合にあっては、その全て)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条及び第 25 条第 1 項において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この条において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場

- 合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路
- 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路
- 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
  - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
    - イ 幅は、80 センチメートル以上とすること。
      - 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
    - 二 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第 11 条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
      - イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。
        - 50 メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
        - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、第 13 条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、階段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。
    - 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないこと。
    - ハ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。
- イ 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
    - 籠及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。
    - ハ 籠の奥行きは、135 センチメートル以上とすること。
  - 二 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。
    - ホ 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
    - ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
    - ト 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
  - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が 2000 平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
    - (1) 籠の幅は、140 センチメートル以上とすること。
    - (2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
  - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
    - (1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第 16 条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は 120 センチメートル以上とすること。

ロ 50 メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないこと。

(3) 高さが 75 センチメートルを超えるもの(勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。)にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第 1 項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前 2 項の規定の適用については、第 1 項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

#### (標識)

第 19 条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

#### (案内設備)

第 20 条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前 2 項の規定は適用しない。

#### (案内設備までの経路)

第 21 条 道等から前条第 2 項の規定による設備又は同条第 3 項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち 1 以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

□ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)

(増築等に関する適用範囲)

第 22 条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第 11 条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(公立小学校等に関する読み替え)

第 23 条 公立小学校等についての第 11 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び前条の規定(次条において「読み替え対象規定」という。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第 5 条第一号に規定する公立小学校等」とする。

(条例で定める特定建築物に関する読み替え)

第 24 条 法第 14 条第 3 項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読み替え対象規定の適用については、読み替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第 22 条中「特別特定建築物」とあるのは「法第 14 条第 3 項の条例で定める特定建築物」とする。

(認定特定建築物等の容積率の特例)

第 26 条 法第 19 条(法第 22 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

(報告及び立入検査)

第 31 条 所管行政庁は、法第 53 条第 3 項の規定により、法第 14 条第 1 項の政令で定める規模(同条第 3 項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。)以上の特別特定建築物(同条第 3 項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第 1 項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第 53 条第 3 項の規定により、法第 35 条第 1 項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第1条 この政令は、法の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第2条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号)
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成12年政令第443号)

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第3条 この政令の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、第5条第十九号、第9条、第14条、第15条、第18条第1項第四号及び第19条から第21条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

### (類似の用途)

第4条 法附則第4条第3項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

## 06

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(抄)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

### (建築物特定施設)

第3条 令第6条第十号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂(以下「劇場等」という。)の客席
- 二 浴室又はシャワー室(以下「浴室等」という。)

### (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第8条 法第17条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、第3号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅(当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。)、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第11条第二号に規定する点状ブロック等(以下単に「点状ブロック等」という。)及び令第21条第2項第一号に規定する線状ブロック等(以下単に「線状ブロック等」という。)の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置	
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状(当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅(当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第14条第1項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房(車椅子使用者用便房を除く。以下この条において同じ。)のある便所、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、劇場等の客席の位置、車椅子使用者用客席(高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)第12条の2第1項に規定する車椅子使用者用客席をいう。以下この条において同じ。)の位置、幅及び奥行き、車椅子使用者用客席に隣接して設けられる同伴者用の客席又はスペースの位置、車椅子使用者用浴室等(同令第13条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。)の位置並びに案内設備の位置	
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	客席	車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線
構造詳細図	エレベーター その他の昇降機	縮尺並びにかご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。)
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房、令第14条第1項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造

**(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項)**

第9条 法第17条第2項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

**(認定通知書の様式)**

第10条 所管行政庁は、法第17条第3項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第4号様式による通知書に第8条の申請書の副本(法第17条第7項の規定により適合通知を受けて同条第3項の認定をした場合にあっては、第8条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

**(法第18条第1項の主務省令で定める軽微な変更)**

第11条 法第18条第1項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更とする。

**(表示等)**

第12条 法第20条第1項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第20条第1項の規定による表示は、第5号様式により行うものとする。

第13条 法第23条第1項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり(当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。)が不燃材料で造られたものであること。

**(法第23条第1項第二号の主務省令で定める安全上の基準)**

第14条 法第23条第1項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降口ビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降口ビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降口ビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたもの

**(立入検査の証明書)**

第25条 法第53条第6項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第7号様式によるものとする。

## 07 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係告示・関係通知

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条に規定する標識に関する省令

平成18年12月15日  
国土交通省令第113号

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
- 2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。

### 附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

平成18年2月15日  
国土交通省令第114号

### (建築物移動等円滑化誘導基準)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第17条第3項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

#### (出入口)

第2条 多数の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、90センチメートル以上とすること。
  - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 2 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、120センチメートル以上とすること。
  - 二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

#### (廊下等)

第3条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、50メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140センチメートル以上とすることができます。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 五 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。
- 六 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- 七 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

2 前項第一号及び第四号の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分に

は、適用しない。

(階段)

第4条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

- 一 幅は、140 センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が 10 センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- 二 踊上げの寸法は、16 センチメートル以下とすること。
- 三 踏面の寸法は、30 センチメートル以上とすること。
- 四 踊場を除き、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 九 主たる階段は、回り階段でないこと。

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第5条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2 以上の階にわたるときには、第 7 条に定めるものに限る。)を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第6条 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、階段に代わるものにあっては 150 センチメートル以上、階段に併設するものにあっては 120 センチメートル以上とすること。
- 二 勾(こう)配は、12 分の 1 を超えないこと。
- 三 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。
- 四 高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
- 五 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 六 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。
- 七 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 前項第一号から第三号までの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(エレベーター)

第7条 多数の者が利用するエレベーター(次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに 1 以上設けなければならない。

- 一 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第 13 条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階
- 二 直接地上へ通ずる出入口のある階

2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 籠及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。
  - 二 籠の奥行きは、135 センチメートル以上とすること。
  - 三 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。
  - 四 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
  - 五 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- 3 第 1 項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 籠の幅は、140 センチメートル以上とすること。
  - 二 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
  - 三 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- 4 不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第 2 項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。
- 5 第 1 項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、第 2 項第二号、第四号及び第五号並びに第 3 項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
- 一 籠の幅は、160 センチメートル以上とすること。
  - 二 籠及び昇降路の出入口の幅は、90 センチメートル以上とすること。
  - 三 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180 センチメートル以上とすること。
- 6 第 1 項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、第 3 項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 一 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
  - 二 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
  - 三 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)
- 第 8 条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。
- (便所)
- 第 9 条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 多数の者が利用する便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。
  - 二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房(多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。)の総数が 200 以下の場合は当該便房の総数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が 200 を超える場合は当該便房の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とすること。
  - 三 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
    - イ 幅は、80 センチメートル以上とすること。
    - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 多数の者が利用する便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を 1 以上設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち 1 以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を 1 以上設けなければならない。

### (ホテル又は旅館の客室)

第10条 ホテル又は旅館には、客室の総数が200以下の場合は当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、80センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が

1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第1項第三号イ及びロに掲げるものであること。

三 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等(以下「車いす使用者用浴室等」という。)であること。

ロ 出入口は、次に掲げるものであること。

(1)幅は、80センチメートル以上とすること。

(2)戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

### (敷地内の通路)

第11条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、180センチメートル以上とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ 蹴上げの寸法は、16センチメートル以下とすること。

ハ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。

ニ 両側に手すりを設けること。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ヘ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあっては150センチメートル以上、段に併設するものにあっては120センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、15分の1を超えないこと。

ハ 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

- ホ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。
- 2 多数の者が利用する敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。
- 3 第1項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が12分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

#### (駐車場)

第12条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

#### (浴室等)

第13条 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 車いす使用者用浴室等であること。
- 二 出入口は、第10条第2項第三号口に掲げるものであること。

#### (標識)

第14条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。

2 前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。

#### (案内設備)

第15条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前2項の規定は適用しない。

#### (案内設備までの経路)

第16条 道等から前条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの主たる経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

#### (増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第17条 建築物の増築若しくは改築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)又は建築物の修繕若しくは模様替(建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。)をする場合には、第2条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 多数の者が利用する便所のうち1以上のもの
- 四 第一号に掲げる部分から車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 ホテル又は旅館の客室のうち1以上のもの

- 六 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 七 多数の者が利用する駐車場のうち 1 以上のもの
- 八 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 九 多数の者が利用する浴室等
- 十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等(前号に掲げるものに限る。)までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 2 前項第三号に掲げる建築物の部分について第 9 条の規定を適用する場合には、同条第 1 項第一号中「便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち 1 以上に、」とあるのは「便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第 2 項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。
- 3 第 1 項第五号に掲げる建築物の部分について第 10 条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が 200 以下の場合は当該客室の総数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、客室の総数が 200 を超える場合は当該客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上」とあるのは「1 以上」とする。
- 4 第 1 項第七号に掲げる建築物の部分について第 12 条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上」とあるのは「1 以上」とする。

## (特別特定建築物に関する読み替え)

第 18 条 法第 17 条第 1 項の申請に係る特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条第一号に規定する公立小学校等を除く。)における第 2 条から前条まで(第 3 条第 1 項第三号及び第六号、第 4 条第八号、第 6 条第 1 項第七号、第 7 条第 4 項から第 6 項まで、第 10 条第 2 項並びに第 16 条を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第 2 条第 1 項及び第 7 条第 3 項を除く。)中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第 2 条第 1 項中「多数の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所)とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室)と、第 7 条第 3 項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

## 附 則

この省令は、法の施行の日(平成 18 年 12 月 20 日)から施行する。

---

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成18年12月15日  
国土交通省告示第1481号

第一 特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)(以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。)に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設(高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。)が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、80cm以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあっては85cm(柱等の箇所にあっては80cm)以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあっては90cm以上とすること。

ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとすること。

三 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

四 階段は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

五 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、90cm以上とすること。

(2) 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとすること。

#### 附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。

2 平成15年国土交通省告示第275号は、廃止する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成18年12月15日  
国土交通省告示第1497号

**第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第11条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。**

- 一 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

**第二 令第12条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。**

**第三 令第13条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。**

**第四 令第21条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に認識でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第21条第2項に定める基準に適合するものである場合とする。**

**第五 令第21条第2項第二号口に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。**

### 附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。

2 平成15年国土交通省告示第175号は、廃止する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件

平成18年12月15日  
国土交通省告示第1496号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条第1項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

### 附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。

2 平成15年国土交通省告示第176号は、廃止する。

---

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成18年12月15日  
国土交通省告示第1495号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第2項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。

---

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成18年12月15日  
国土交通省告示第1494号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第177号は、廃止する。

---

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成18年12月15日  
国土交通省告示第1493号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第五号リ(2)に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成18年12月15日  
国土交通省告示第1492号

**第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第18条第2項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。**

- 一 昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25m<sup>2</sup>以下のもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

**第二 令第18条第2項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。**

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
  - イ 平成12年建設省告示第1413号第一第七号に規定するものとすること。
  - ロ かごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。
  - ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであること。

### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第178号は、廃止する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成18年12月15日  
国土交通省告示第1491号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第20条第2項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成18年12月15日  
国土交通省告示第1490号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第25条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設(特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用するものに限る。)ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一 廊下等

廊下の部分		両側に居室がある廊下 (単位m <sup>2</sup> )	その他の廊下 (単位m <sup>2</sup> )
(1)	小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.30L	1.80L
(2)	病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100m <sup>2</sup> を超える階における共用のもの又は3室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が200m <sup>2</sup> (地階にあっては、100m <sup>2</sup> )を超える階におけるもの	1.60L	1.20L
(3)	(1)及び(2)に掲げる廊下以外のもの	1.20L	
この表において、Lは、廊下等の長さ(単位m)を表すものとする。			

二 階段

階段の部分		段がある部分 (単位m <sup>2</sup> )	踊場 (単位m <sup>2</sup> )
(1)	小学校における児童用のもの	2.28H	1.68
(2)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)を営む店舗で床面積の合計が1500m <sup>2</sup> を超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	2.03H	1.68
(3)	直上階の居室の床面積の合計が200m <sup>2</sup> を超える地上階又は居室の床面積の合計が100m <sup>2</sup> を超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	1.44
(4)	(1)から(3)までに掲げる階段以外のもの	0.78H	0.90
この表において、Hは、階段の高さ(単位m)を表すものとする。			

三 傾斜路

傾斜路の部分		傾斜がある部分 (単位m <sup>2</sup> )	踊場 (単位m <sup>2</sup> )
(1)	小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が1500m <sup>2</sup> を超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H	1.68
(2)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	1.44
(3)	(1)及び(2)に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	0.90
この表において、Hは、傾斜路の高さ(単位m)を表すものとする。			

四 便所(車いす使用者用便房に係る部分に限る。) 1.00(単位m<sup>2</sup>)

五 駐車場(車いす使用者用駐車施設に係る部分に限る。) 15.00(単位m<sup>2</sup>)

## 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第262号は、廃止する。

## 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

平成12年5月31日  
建設省告示第1413号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

**第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあっては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあっては第一号から第五号までの規定は、それぞれ適用しない。**

**九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第百二十九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。**

**イ** かごは、次に定める構造とすること。ただし、昇降行程が一メートル以下のエレベーターで手すりを設けたものにあっては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとすること。

(i) かごの昇降の操作をかご内の人に行うことができない一人乗りのエレベーター出入口の部分を除き、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から七センチメートル(出入口の幅が八十センチメートル以下の場合にあっては、六センチメートル)以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。

(ii) (i)以外のエレベーター 出入口の部分を除き、高さ一メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ十五センチメートル以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ一メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。

(3) 用途、積載量(キログラムで表した重量とする。)及び最大定員(積載荷重を平成十二年建設省告示第千四百十五号第五号に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を六十五キログラム、車いすの重さを百十キログラムとして計算した定員をいう。)並びに一人乗りのエレベーターにあっては車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

**□ 昇降路は、次に定める構造とすること。**

(1) 高さ一・八メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあっては、この限りでない。

(2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、四センチメートル以下とすること。

(3) 釣合おもりを設ける場合にあっては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。

(4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとすること。

ハ 制御器は、昇降行程が一・〇メートルを超えるものにあっては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとすること。

ニ 次に掲げる安全装置を設けること。

(1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあっては、次に掲げる装置

(i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置

(ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置

(iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置

(2) かごが着脱式のものにあっては、かごとレールが確実に取りつけられていなければかごを昇降させることができない装置

(3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあっては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

十 階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が九メートル以下のもの  
令第百二十九条の六第五号及び第百二十九条の七第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ 昇降はボタン等の操作によって行い、ボタン等を操作し続けている間だけ昇降する構造とすること。

ロ 人又は物がかごと階段又は床との間に強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けること。

ハ 転落を防止するためのベルトを、背もたれ、ひじ置き、座席及び足を載せる台を有するいすに設けること。

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突するがないようにした  
エスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件

平成12年5月31日  
建設省告示第1417号

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突するがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあっては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

一 階段側部とスカートガードのすき間は、五ミリメートル以下とすること。

二 階段と階段のすき間は、五ミリメートル以下とすること。

三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面(以下「交差部」という。)の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあっては、保護板を次のように設けること。

イ 交差部の下面に設けること。

ロ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。

ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

第二 令第百二十九条の十二第一項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。

一 勾配が八度以下のもの 五十メートル

二 勾配が八度を超え三十度(階段が水平でないものにあっては十五度)以下のもの 四十五メートル

## 08 建築基準法施行規則(抄)

### 建築基準法施行規則（昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号）

(確認申請書の様式)

第1条の3 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の(24)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(30)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表1の(ろ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の(29)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(47)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 別記第二号様式による正本1通及び副本1通(構造計算適合性判定を要する場合にあっては、副本2通)に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ 次の表1の各項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)

□ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

- (1) 次の表2の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表2の(1)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表2の(1)項の(ろ)欄並びに次の表5の(1)項、(4)項及び(5)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(3)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。)

表 2(抄)

(85)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条の規定が適用される建築物	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令379号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。)第16条に規定する敷地内の通路の構造
			移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造
			車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法
		各階平面図	客室の数
			移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置
			車いす使用者用客室及び案内所の位置
			移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第六号及び第19条に規定する標識の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第2項に規定する設備の位置
			移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造
			移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーの構造
			車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造
			移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造